

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
市町村立学校園の対応について（通知）

標記について、9月9日（木）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、下記のとおり要請いたします。

市町村立学校園の対応につきましては、令和3年8月18日付け教小中第2101-2号、部活動につきましては令和3年8月25日付け教小中第2252号により通知した内容から変更はありません。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いいたします。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

○ 期間

令和3年9月30日（木）まで

※ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

【参考】令和3年8月18日付け教小中第2101-2号、令和3年8月25日付け教小中第2252号を整理したものです。

1 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する
- ・毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底し、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・原則延期する
- ・延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施する
 - ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受入れを拒否していない
 - ・事前に滞在先の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている
 - ・参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施

3 学校行事（文化祭・体育祭）について

- ・感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない

4 部活動について

- ・原則休止
- ・ただし、公式大会への出場等の場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない

※ 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料については、別添資料をご参照ください。

《本件連絡先》

小中学校課 学事グループ 大西・辻本	TEL 06-6944-6886
保健体育課 保健・給食グループ 川口	TEL 06-6944-9365
保健体育課 競技スポーツグループ 杉本	TEL 06-6944-6904